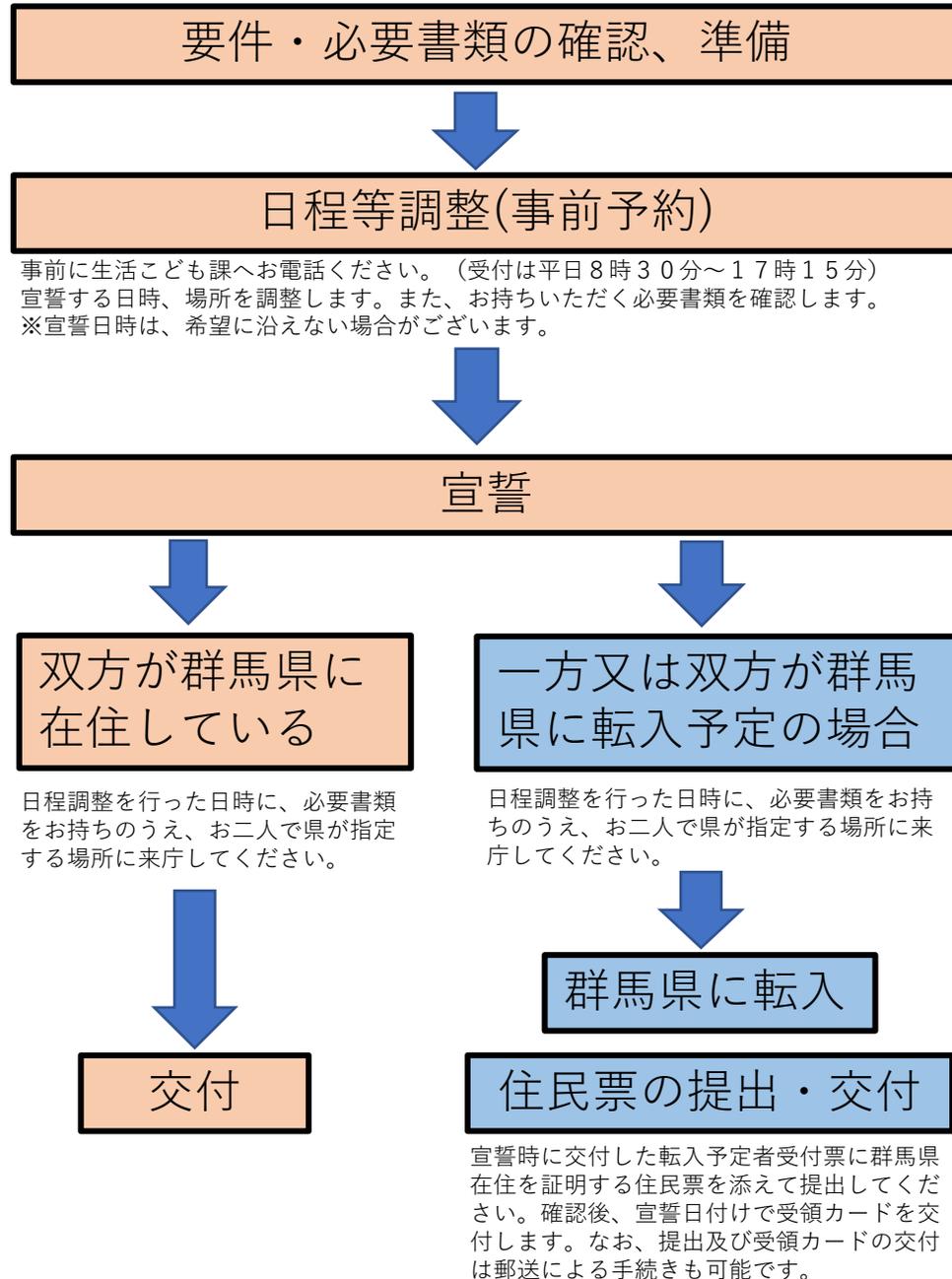


交付の流れ



宣誓に必要なもの

	双方が群馬県に在住している場合	一方又は双方が群馬県に転入予定の場合
宣誓時	①ぐんまパートナーシップ宣誓書 ②ぐんまパートナーシップにあたっての確認書 ③住民票の写し(宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る) ④独身証明書、戸籍抄本等(宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る)配偶者がいないことを証明する書類 ⑤本人確認書類	①ぐんまパートナーシップ宣誓書 ②ぐんまパートナーシップにあたっての確認書 ③住民票の写し(県内に住所を有しない場合にあっては、県内に転入する予定が記載された転出証明書(転出証明書が掲示できないときは除く)) ④独身証明書、戸籍抄本等(宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る)配偶者がいないことを証明する書類 ⑤本人確認書類
交付時	交付と宣誓が同時のため確認なし	①転入予定者受付票 ②住民票の写し(転入者のみ) ③本人確認書類(来庁時のみ)

※本人確認書類の具体的な例(「氏名、住所及び生年月日」が確認できるものであることが前提)

- ①個人番号カード(マイナンバーカード)
- ②旅券(パスポート)
- ③運転免許証
- ④写真付き住民基本台帳カード
- ⑤その他官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

※通称の使用を希望の場合

性別違和等、知事が特に理由があると認める場合は、受領カードに通称を使用可能とします。
なお、通称を使用した場合は受領カードの裏面特記事項に氏名を記載することとします。

○通称の確認方法

学生証や法人が発行した身分証明書など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料であれば1点、郵便物や公共料金の領収書等であれば2点を宣誓時にお持ちください。